

二〇一五年度例会一覧

四月例会（二〇一五年四月二八日（土）、キャンパスプラザ京都）

報告：中島浩貴（東京電機大学）「ドイツ帝国における軍事言説と急進化

一八七一年—一九一四年」

書評：鈴木直志著『広義の軍事史と近世ドイツ——集権的アリストクラシー・

近代転換期』（彩流社、二〇一四年）

評者：丸島宏太（敬和学園大学）

六月例会（二〇一五年六月二日（日）、同志社大学光塩館）

ドイツ戦後史研究の方法

報告：山井敏章（立命館大学）「計画の二〇世紀——〈モデルネ〉をめぐる」

書評：板橋拓己著『アデナウアー』（中公新書、二〇一四年）

評者：為政雅代（同志社大学）

評者：番匠健一（立命館大学）／『戦後史再考』（平凡社）編著者

十一月例会（二〇一五年二月一日（日）、キャンパスプラザ京都）

報告：長尾唯（大阪市立大学）「家庭」の中の陸軍像——帝政期の家庭雑

誌 Die Gartenlaube への Datierung について」

報告：原田昌博（鳴門教育大学）「ワイマル共和国相対的安定期のベルリン

における政治的暴力」

二月例会（二〇一五年二月一九日（土）、キャンパスプラザ京都）

書評：河合信晴著『政治がつむぎだす日常——東ドイツの余暇と「ふつ

うの人びと』』（現代書館、二〇一五年）

評者：田野大輔（甲南大学）

書評2：W・シヴェルプシユ著（小野清美・原田一美訳）『三つの新体制

——ファシズム、ナチズム、ニューディール』（名古屋大学出版

会、二〇一五年）

評者：高橋秀寿（立命館大学）

評者：中野耕太郎（大阪大学）

一月例会（二〇一六年一月三日（土）、キャンパスプラザ京都）

報告：芦部彰（東京大学PD）「一九五〇年代西ドイツの持ち家政策——キ

リスト教民主同盟（CDU）の住宅政策構想とカトリシズムの関

係を中心に」

書評：南直人著（京都橘大学）『〈食〉から読み解くドイツ近代史』（ミネル

ヴァ書房、二〇一五年）

評者：森本慶太（大阪大学）

評者：橋本周子（滋賀県立大学）

三月例会（二〇一六年三月一九日（土）、キャンパスプラザ京都）

報告：立花健（元・大阪市立大学大学院）「テオドア・ヘッカーのナチズム

批判」

報告：高岡佐登美（関西大学大学院）「解放戦争における都市住民の徴兵

——ベルリンとプレスラウ」

ドイツ現代史研究会規約

- 二〇〇四年二月一九日、臨時総会にて承認
二〇〇五年三月二七日、臨時総会にて改定承認
二〇〇七年七月一日、臨時総会にて改定承認
二〇〇八年二月二四日、臨時総会にて改定承認
二〇〇九年四月二六日、総会にて改定承認
二〇一二年四月一五日、総会にて改定承認

第1条 本会の名称は、「ドイツ現代史研究会」と称する。

第2条 本会は、歴史学の各分野および隣接諸科学との交流を通じて、ドイツ語圏およびその近隣・関連地域の近現代史研究の深化をめざす。

第3条 本会は、研究例会、研究誌『ゲシヒテ』発行、その他本会の目的に沿う活動を行なう。

第4条 本会の趣旨に賛同し、所定の会費を納めたものは、本会の会員となることできる。本会の会員は、一般会員、学生会員、通信会員からなる。

第5条 本会は、年度初めに総会を開き、年度の方針と課題を定め、決算および予算を審議する。

第6条 本会の運営は、事務局が行なう。事務局は、代表、事務局長、編集担当、通信担当、会計担当によって構成され、例会・総会開催および会計の任にあたる。事務局は総会で選出され、任期を一年とする。

第7条 『ゲシヒテ』の編集は、編集委員会が行なう。編集委員会は五名からなり、総会で選出される。委員の任期は一年とする。

第8条 本会は会計監査を一名おく。会計監査は総会で選出され、任期を一年とする。

第9条 本会の本部は、事務局の通信担当の研究室におき、本会の口座管理責任者は、事務局の会計担当とする。

第10条 本会の規約改正は、総会に参加した会員の三分の二以上の賛成を必要とする。

会費に関する規定

- (1) 本会の会費は年額、一般会員四〇〇〇円、学生会員二〇〇〇円、通信会員二〇〇〇円とする。
- (2) 一般会員は、大学・大学院の専任教員、任期付教員、日本学術振興会特別研究員(PD)、COE研究員、定年退職した元教員、および事務局が承認した者とする。一般会員は、本会の活動に参加することで、『ゲシヒテ』の配布を受ける。

- (3) 学生会員は、大学・大学院の学籍を有する者、非常勤の教員・研究員、および事務局が承認した者とする。学生会員は、本会の活動に参加することで、『ゲシヒテ』の配布を受ける。
- (4) 通信会員は、事情により本会の活動に参加することができず、『ゲシヒテ』の配布のみを受ける者とする。

- (5) 一年以上の長期にわたり在外研究ないし留学する会員は、当該年度の会費を免除される。
- (6) 事務局担当者の会費については、これを免除する。

- (7) 会費を三年滞納した者については、会員資格を停止する。

編集に関する規定

- (1) 本会は、編集委員会の編集にもとづき、『ゲシヒテ』を年一回定期発行する。
- (2) 本誌は、論文、研究ノート、書評、本会活動報告その他から構成され、ドイツ語圏およびその近隣・関連地域の近現代史研究の発表にあてる。
- (3) 本誌の掲載原稿は、投稿原稿と依頼原稿とからなる。
- (4) 投稿原稿は、投稿に関する規定にしたがうものとする。
- (5) 原稿の掲載は、編集委員会の決定による。掲載にあたって、編集委員会は原稿の修正をもとめる場合がある。

投稿に関する規定

- (1) 『アシヒテ』に発表する論文等は、いずれも未発表のものに限る。ただし、学会・研究会等で口頭で発表したものを除く。
- (2) 投稿資格は、本会の一般会員または学生会員で、所定の会費を納めた者に限る。投稿を希望する者は、九月末日までに、本会事務局にその旨を連絡する。
- (3) 投稿者は、審査用の原稿三部（紙に印字したもの）を、**十一月三十日**までに、本会事務局に提出する。原稿は、所定の執筆要領にしたがって、必ずパーソナルコンピュータまたはワードプロセッサで作成する。提出にあたっては、原稿の種類、題名、氏名、所属、連絡先、メールアドレス、原稿の総字数を記した表題紙を添付する。
- (5) 論文の掲載を認められた投稿者は、編集委員会の指示にしたがって、完成原稿一部と内容のデータを、指定した期日までに本会事務局に提出する。データについては、原則としてメールによって提出するものとする。画像のデータがある場合は、JPEG形式（.jpg）のデータを添付する。
- (6) 編集委員会からの要請による場合を除き、一度提出された完成原稿の撤回、差し替え、書き直しはできない。また、掲載の可否にかかわらず、原稿の返却は行わない。

執筆要領

- (1) 『アシヒテ』に発表する論文の分量は、本文・注・図表等を合計して、全角で二万字以内とする。研究ノートの分量は、全角で一萬四〇〇〇字、書評と本会活動報告その他の分量は、全角で六〇〇〇字以内とする。
- (2) 原稿のデータの形式は、原則としてマイクロソフト・ワード形式（.doc）、もしくはリッチテキスト形式（.htm）とする。
- (3) 原稿の書式については、基本的な原則を以下の通りとする。
 - ① 原稿は横書きまたは縦書きとし、A4の用紙を使って、一頁あたり四二文字×

三六行で印字する。

- ② 章には全角数字で「1 見出し」と番号をつける。「はじめに」や「おわりに」にも必ず番号をつける。番号の後には全角スペースを入れる。
- ③ 本文では数字は原則として漢数字を用い、半角の算用数字は用いない。桁数の大きな数字については「一〇億五〇〇〇万」のように表記するが、図表等においてはその限りではない。
- ④ 注は、本文の該当箇所に半角数字＋上付き文字で「(1)」「(2)」と通し番号を付し、後注で半角数字で「(1)」「(2)」と番号を表記した後に注の内容を記す。（例）「……が明らかになった。」(1) この点については……を参照。」
- ⑤ 参考文献を注等で挙げる際は、著者名、題名、出版社（または出版地）、発行年の順に記述すること。和文書名は『』、和文論文名は「」、欧文論文名は；；または；で囲むこと。欧文書名はイタリック体にするか、下線を引くこと。和文文献の場合、項目間の区切りには全角の読点を用い、最後に句点をうつ。欧文文献の場合、項目間の区切りには半角コンマ＋半角スペースを用い、最後にピリオドをうつ。
- ⑥ 論文以外の場合には、本文の後に文献リストを置き、文中で「著者名 発行年・ページ数」という形式で文献を指示する方法を認める。その場合、著者名と発行年の間、およびコロンの後には、半角スペースを入れる。文献リストでは、和文・欧文文献を一括し、文献を著者名のアルファベット順に並べる。同じ著者の文献を複数挙げる場合、二点目以降は著者名のかわりに四字分のダッシュを用いる。和文・欧文文献ともに、項目間の区切りには半角コンマ＋半角スペースを用い、最後にピリオドをうつ。
- ⑦ 図表等は別紙に書き、挿入箇所および大きさを指定する。本文に埋め込んだ状態で投稿することも認める。図版を掲載する際に生じる著作権の問題は、投稿者の責任で処理すること。
- ⑧ 体裁の統一をはかるため、編集委員会の責任において原稿に修正を施す場合がある。